

議案第 38 号

八幡浜市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市印鑑条例の一部を改正する条例

八幡浜市印鑑条例（平成 19 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請）</p> <p>第 14 条の 2 前条の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された本市以外の者が設置する端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）に次の各号のいずれかに掲げるものを用いて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 120 号）第 42 条第 2 項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した移動端末設備（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）<u>第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロ</u>に規定する移動端末設備をいう。）</p>	<p>（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請）</p> <p>第 14 条の 2 前条の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された本市以外の者が設置する端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）に次の各号のいずれかに掲げるものを用いて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 120 号）第 42 条第 2 項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した移動端末設備（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）<u>第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロ</u>に規定する移動端末設備をいう。）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

電気通信事業法の一部改正に伴い、所要の改正をするため。

